原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会 発行:2016年5月

〒612-8082 京都市伏見区両替町9丁目254 北川コンサイスビル 203 号

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798 E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/

3 月

25 日

の 第 13

口 П

団としての意思統一をし 選になりました。この日 頭弁論は、 る準備書面の説明や原告 に集まり、その日提出す 原告は事前に弁護士会館 法廷では、高木野衣弁 前回に引き続き抽 120名の参

護士が準備書面(28)と

レゼンしました。 基彦弁護士が準備書面 (30)、(31) についてプ (33)について、また森田 期日報告集会では、初め

原告団共同代表の萩原さ ムを行い、結構盛り上がり 支援者の交流企画として ての試みでしたが、原告と んが娘さんと考えたゲー

くの健康被害を考えるい 発事故による低線量被ば なるのか」と題して原告 る会の第2回総会と「原 本人尋問とはどんなもの か、秋以降に始まる原告 に勝利するのに何が必要 会)を開催し、この裁判 から私たちの裁判はどう か、などを学習しました。 団学習会(+総会、交流 **4**月 4月24日には、支援す 10日には、「これ

> 第5回京都公聴会」(うつ のちと避難生活をまもる 都との共催)を開催しま くしま☆ふくしま in

そうのご協力をお願いし 代表になって頂くことに さん (国民救援会) に共同 世・3世の会)・橋本宏一 研)・平信行さん(被曝2 田紀郎さん(市民環境 で、勝ちに行くために石 が出るという局面の中 ましたが、来春には判決 傍聴席満杯に向け、 なりました。会員拡大や し、事務局だけで出発し 支援する会は結成当 あえて代表を空席と いつ

期日報告会で挨拶する共同代表の福島さん

と福島市から京都へ移住

私は4年半前、

して、ありがとうござい つもご支援いただきま 支援する会の皆様、い

こちらでの生活にも慣 で発表される、 い原発事故の収束作業 たように感じています。 過と共に、私も子供達も してきました。時間の経 一方で、終わりの見えな 心に余裕ができてき 福島県県民健康調査 た、頑張ってやっていこ

よろしくお願いします。 も裁判の傍聴を、どうぞ 貸してください。

今後と

そのためにも皆様の力を ができたらと思います。 ひょうご訴訟へ繋ぐこと 決を勝ちとり、関西訴訟、 まずは京都でより良い判 きたいと思っています。 ちんと答えて主張してい は、不安もありますが、き 秋以降の本人尋問で

ちが絶えません。 びに、心配や不安な気持 ンの子供の人数を知るた

> 謝しています。 とができました。

うという気持ちを持つこ

大変感

とても心強く感じ、ま くれていると知った時、 中、傍聴席が満杯で、 と、裁判そのものについ くのかわからない不安 くさんの人が応援して 杯の状態でした。そんな て理解するだけで精一 がどのように進んでい 判が始まった頃は、 私は、この原発賠償裁 裁判 た

原告・堀江みゆきさんよりメッセージ

*原発賠償京都訴訟の今後の日程 *

- (金) …第1 4回期日 5月2 (京都地裁) · A
- 月29日 …第15回期日 (水) (京都地裁) · B
- 3 日 (水) …第1 6回期日 (京都地裁) · A
- 月23日 (金) …第17回期日 (京都地裁) · A

※いずれも京都地裁ロビー

10:20~10:35 傍聴整理券交付 11時開廷 3:20~13:35 傍聴整理券交付

頭弁論(3月 面 の概 25

士からその要点を解説してもらいました。 3 月 25 出した準備書面 日 高木野衣弁護士と森田基彦弁護 \mathcal{O} 第 28) 13 口 П 頭 30 (31) (33) 介論 で原告側が

の概 ◎準備書 面 28 33

|一バー報告と県民 康調 •準備 査~ 書面 28 S グ

機関 者による報告です。 任命された特別報告 の特別手続のために 任を持つ国連の主要 ローバーは、「到達 グローバー報告と 人権 「人権理事会」 進・ と基本的自 擁護に責 水準の身 健康を

あると明言されてい を推奨されるべきで にのみ、避難者は帰還 考え方を前提に、被ば 被ばく線量に正比例 射線によるリスクに いました。 v未満になった場合 く線量が年間1mS して増加するという ついては閾値がなく、 Tモデル」すなわち放 報告書では、「LN

て行われて

いるとこ

格調査が2014年 を把握するための本 よる甲状腺への影響 れ、その後、事故に

4月から2年間かけ

高木弁護士 今なお

可」と見なされるよ

る特別報告者」とし 享受する権利に関す 故に関する調査を行 て、日本で福島原発事 から約2年半実施さが2011年10月 甲状腺検査が実施さ 下の頃 を把握する先行検査 態での甲状腺の状態 れています。自然状 万人を対象として、 いうことです。 福島県民健康調 事故時18歳以 鼠県民約

37

ろです。

それは、

ない場合、小児甲状は、「放射線の影響が委員会配付資料に委員会配付資料に たり376人が、 たり376人が、本で既に100万人あ 程度」と明記されて 腺がんは年間100 いますが、 万人あたり1~2名 で 1 0 先行検査 Ō 万人 への影響ま「これを超えれば個人

「だと ことは相当だという 発表しました。被ばく と診 念して避難し、今なお 結論付けた分析結果 秀教授も、多発状態と あたり213人が、 避難を継続している による健康被害を懸 性ないし悪性疑 出 国際的な学会誌に 山 断されています。 大学の津田 敏

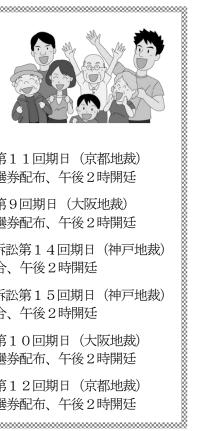
いることは相当

1 ◇準備書面 mS >の意味~ S 年 蕳

度は平 う公衆被ばく線量限 ではない」などと、 況に適用される基準 である」「あらゆる状 反論をしています。 「現在は公衆被ばく 「年間1mSvとい被告東京電力は、 L かし、 嵵 の管理基準 I C R Ρ

して、

★当面の ~ 目 5月16日(月) 6月 2日(木) 6月 8日(水) 7月26日(火) 8月 4日(木) 9月14日(水) 面の関連訴訟★ 日程



5月16日(月)…大飯原発差止訴訟第11回期日(京都地裁) 午後1時20分抽選券配布、午後2時開廷

(木) …原発賠償関西訴訟第9回期日(大阪地裁) 午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷

(水)…原発賠償ひょうご訴訟第14回期日(神戸地裁) 午後1時30分集合、午後2時開廷

7月26日(火)…原発賠償ひょうご訴訟第15回期日(神戸地裁) 午後1時30分集合、午後2時開廷

(木)…原発賠償関西訴訟第10回期日(大阪地裁) 午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷

9月14日(水)…大飯原発差止訴訟第12回期日(京都地裁) 午後1時20分抽選券配布、午後2時開廷

量限度を年間1 上不可能です。 満にすることは事実 ばく状況が生じてい だ、緊急時は既に年 いても同様です。た vと勧告しました。 被告らが被ばく 年間 1 m MSv以上の被 公衆被ばく線 緊急時にお それを直 S v未 m S 場面で、まず何mSvないし介入を講じる 量を 民にとって 急時であれ、個々の あたり、「線量限度を を基準にすべきかと えれば、平時であれ緊 度年間1mSvを超 とに過ぎないのです。 適用しない」というこ いうことを考えるに 公衆被ばく線量限 減らす等の 対策

りません。年間1mならない理由などあ

者が容認しなければ ベルの線量を、 って容認

できないレ

被災

可」です。被災地以外 居住する市民にと

Svを超える地点を

間 1

ますので、

含む

場所から避

続していることは相し、今なお避難 を継

(高木野衣弁護士)

の概説 ◎準備書面 30 31

立証するものです。 波高の予見可能性を てです。この資料は津 検討会の資料につい 内文書、及び安全情報 電が提出していた社 書、株主代表訴訟で東 検察審査会の議決 原 31 告 , G は、 準 昨年7月 備書

長期評 前 価について簡 提知識として さらいしま

いました。 発生確率を公表して の沖合で津波地震が の部分、 県沖の日本海溝寄り す。長期評価は、福島 についての考え方で 本部が公表した地震 の地震調査研究推進 長期評価とは、 つまり原発 玉

森田弁護士

れまでの方針を 価の考えによる 東電副社長はそ 直後、当時の 記載されていました。 知らなかった事実が 認定した事実が記さ 含む膨大な証拠を元 2015年7月、 は私たちがこれまで れています。議決書に を行いました。この議 いて起訴相当の議決 にして、検察審査会が 決書には、内部資料を の元経営者らにつ

側では敷地高さを5・ とっていました。翌2 長期評価に基づく津 2007年12月頃、 れていました。東電 高さの津波が想定さ 7メートルも超える かを計算していまし ような津波が来るの 電は長期評価の考え 波評価を行う方針を た。その結果、敷地南 方にしたがって、どの 008年3月には、東 まず、被告東電は、 同年6月には、高

さ 10 設置も検討して もある防潮堤の ところが、 メートル

> 入手することができ が認められたことで 出された資料の謄写 は、東電株主訴訟に提 となりました。 社内方針の変更過程 なくなりました。この は、今回初めて明らか 津波対策は講じられ についてです。これ 次に東電社内文書

となっています。 で敷地を5・7メート 考慮」とあります。す が明記されています。 えを取り入れること なわち、長期評価の考 は「海溝沿いモデルを 会議で配布した資料 ル超える津波の計算 その結果、敷地南側 被告東電の社内の

説明会が開催されま 耐震バックチェック 月10日、東電社内で まで建屋が全体に浸 した。この際の資料に 示されました。 水している状況が図 は、一号機から四号機 また、2008年9

検察審査会が

を完全に否定するこ 見解及び推本の知見 経験者のこれまでの び津波に関する学識 料の末尾に、「地震及 被告東電は、この資

が必要だと認識して 的に予測し、その対策 島第一原子力発電所 され、津波対策は不可 慮すると、現状より大 とが難しいことを考 いたのです。 す。つまり、東電は福 避。」と記載していま ざるを得ないと想定 きな津波高を評価せ への津波襲来を具体

うか。 どうだったのでしょ 津波に対する知見は 3 他方、 被告国の

関する分析評価を行 原子力安全委員会 討会という会合を立 盤機構は、安全情報検 安院と原子力安全基 同時に原子力安全保 が明示されました。 ても考慮すべきこと なく「津波」に関し に関して地震のみで 子炉プラントの設計 た。この指針は、 2006年9月 新耐震設計審查 を決定しま 原

高の推定が必要であ 06年に、設計津波 べると、すでに20 この議事録等を調

すが、

引続き頑張っ

ていきましょう。

(森田基彦弁護士)

明示されています。 提出しませんでし で、被告東電は、津 ところが、実際には、 波に関する報告書を 本件事故に至るま 対策の必要性が

ば、社内試算を知り 試算を行っていま この間、 できます。 を怠っていたと評価 国は適切な指導監督 得たはずです。被告 す。被告国が、 に調査を行っていれ かし、実際には、 東電は社内 適切

及び、 ころにかけての東電 くしたと考えていま 関しては、これで一 る事情です。 らの過失を基礎づけ た。これらは、被告 が明らかになりまし 高試算に関する経緯 ころから2008年 により、2006年 応の原告の主張を尽 大きな課題となりま これらの新資料 今後は立証等が 被告国の津波 津波に

会では、 今回 原告と支援者がゲームで交流 期日報告集会

り上がり、みなさん だろうかと不安もあ んが子どもたちも参団共同代表の萩原さ に楽しんで頂けたよ りましたが、結構盛 どう受け止められる 支援者の方たちから た。初めての試みで、 えてきてくれまし 加できるゲームを考 告の子どもたちも法 廷に来るため、原告 春休みで原 自 報告集 ます。 実感できる素晴らし した。 葉が書かれた景品 しょうか?子供たち は史上初ではないで 報告集会でやったの 参加した中田と申し 報告集会でした。 いの出発点に立ったと いただいて感激 の手書きのお礼の言 感想を頂きました。 「公判と報告集会に 本当に勝ちに入る闘 日、 ゲームを裁 次 \mathcal{O} ような んしま を 判





(写真は平信行さん提供) -ムに興じる原告と支援者

◇原告団学習会を開催

萩原ゆきみさんに報告してもらいました。 れました。学習会の様子を原告団共同代表の 弁護士、井関弁護士の3人が分担して報告さ 用で出席できなくなり、川中弁護団長、鈴木 ども8人が参加しました。弁護団事務局長の 交流会) が開催され、原告 (大人) 19人と子 田辺弁護士が講師を務める予定でしたが、急 なるのか」と題して原告団学習会(+総会、 4月10日に「これから私たちの裁判はどう 今秋から原告の本人尋問が予定される中、

萩原ゆきみさん 共同代表

部を報告させて頂き がありました。その一 の取り組み」のお話し 場、裁判の現状と今後 生から「裁判官の立 学習会では川中先 、鈴木先生、井関先

☆川中先生のお話

判(事件)を残してか よりも多く未解決裁 に、最初に預かった数 いる。他に赴任する時 件の裁判を抱えて 裁判官は、常時20

> 地と給与の問題は裁 判官にとって辛い。 ての評価が下がる。任 ら去ると、裁判官とし

> > 事を言ってくるから、 ている」というような ガママで、避難を続け

に人事上の不利益が あるのでは?と思う。 た判決によって)自分 った時、(自分が出し ている。国が被告にな のエリートだと思っ で自分をエリート中 裁判官はインター 裁判官は自分自身

るか見ている。(だか 廷が満杯になってい 告の真剣な眼差し、法 援の会のブログとか、 ネットを見ている。支 が、こういった集会や 原告や支援の会、学者 ったとか見ている。原

> ました。) る必要がある、と思い を世間にアピールす 剣に行動している事 会に人を呼んだり、真 ら私たちは、期日や集

も叱咤激励して欲し を活かして、弁護士に 原告は素人の強み

頂きました。

事を訴えればよい。 告でしか分からない 屈ではなく事実を、原 被告は、「原告がワ 原告の皆さんは、理

ぐ。強い気持ちを持つ らぐと、弁護士も揺ら ッキリ言えれば良い。 「そうではない」とハ 原告の気持ちが揺

必要がある。 める集会、運動をする る。覚えなくてはなら どを、ちゃんと勉強す う答えたら良いかな ない事は全然無い。 避難の正当性を高 合宿や集会等で、ど

◇原告からの質問

か?」の質問には「最 与 *「裁判所の任地と給 を決めるのは誰

所に向けた公正判決 えるなど」と答えて ネット上で支援を訴 署名やハガキ運動、 の質問に対し、「裁判 したら良いのか?」 に、普段どんな事を 「裁判に勝つため

☆鈴木先生のお話

基準を認めた」と反 も年間 20 m Sv 被害はない、内閣府 ず、実際には、100 ワーキンググループ 立った『仮説』に過ぎ 及ぼすという考え だけ低い数値であっ デル(放射線はどれ 被告側は「LNTモ 方) は安全サイドに ても健康に悪影響を Svであるのに対し、 ばく限度量が1m SV/年では健康 年間の一般公衆被 年

て提出する。 拠に基づいているこ めた論文を証拠とし ばくの健康影響を認 と、最新の低線量被 モデルが単なる仮説 ではなく、科学的根

> できないという Iには1 mSv は適用 衆の健康指針では は適用できない。 しており子どもに が成人男性を想定 ない。また基準自体 した基準であり、公 力事業者を対象と 同勧告は国や原子 年勧告を挙げるが、 CRPの2007

◇原告からの質問

されたら、認めたら える。勘違いを指摘 事は「忘れた」と答

いい。何の心配もい

拠は何か?」

これには、 L N T

> ある」、忘れている という時は「書いて 事は「分からない」、 はない。分からない を覚えて行く必要 答方式なので、何か くなります。一問 実だと認定しや 皆さんの主張を なければ裁判所 いう主張)が変わら ○○に書いてある、

ての、突破できる根 どの『争点』につい 細かい健康被害な *「1 m Sv / 年の

離』から切り込んで 況をそのまま裁判している現在の状 う。原告には、避難 法廷に立ってもら 在の法的部分の『乖 官に話すことで、現 崎山比早子証人に 基本的な考え方で 木先生の回答 「医学的な現在の

☆井関先生のお話

度(被害を受けたと 尚且つ、皆さんの熊 反対尋問を受け、

被告側は、

事故時

す が大切。 て行動していく事 らない。確信を持つ 嘘をついてい

心配する必要はな 嘘がバレないよう 公務員④大企業の ①警察官②官僚③ に、計画するので大 人達は(被告)その 本人尋問は、何も 嘘を付く人達―

びり構えていれば い。心配せずにのん



ンパスプラザで行われた原告団学習会

第5回京都公聴会開

新規入会を申し込ま があり、3名の方が した。約80名の参加 ピア京都で開催しま 都公聴会」をハート 活をまもる第5回京 くの健康被害を考え 故による低線量被ば 都と共催で「原発事 しま☆ふくしま in 京 4 月 いのちと避難生 24 日 うつく

当たり4万ベクレ

があちこちにある。 ル)以上の土壌汚染 射線管理区域(平米 る。福島県内では放

法律を適用されてい

以外の国民とは違う

弁護士が 「司法から 井戸謙

> れた公園への立ち入超える線量が確認さ 適用される福島の住年20mSv基準が 民は、 年 1 m S v を 量被ばくを考える」と 低線] 由 難

◎井戸弁護士の話

別避難者訴訟判決

2月18日の京都個

りが禁止される福島 げる。 ないとしたことを挙健康被害のリスクが 果もあるが、自主避能損害の期間では成 めなかった。その理 2年8月までしか認 20 m S v 以下では (WG) 報告書が年 キンググループ として、政府のワ の合理性を201

いた。せればいいと考えて * と裁判所に認識さ 抱くことは合理的だ らないから、不安を ばくのリスクはわか 私は、 "放射線被

に100mSv以れていることを「年線量」について言わいます。 る。 るが、年20mSvの 際的に「累積100 Svに達する。 すれば累積100m 環境で5年余り生活 を避難基準にしてい 下」にすり替えてい 最後に井戸弁護士 WG報告書は、 国は年20 mS v 玉

は、賠償額や就労不 のかが課題だと強調境をどう作っていく ことが展開されてい されました。 げることができる環 る。被害者が声を上 り返されたのと同じ

◎避難者の方の

避難しているTさん松戸市から大阪市に して頂きました。 関西訴訟原告) に話を るKさん(お二人とも 兵庫県に避難してい と福島県浪江町から トスポット、千葉県 関東のホッ

レル/㎡あったこと た子どもたちを説得 後から子どもたちが いた手記を紹介され たち(姉と弟)の書 などを話し、子ども たところ87万ベク ンの花壇の土を測っ したこと、マンショ じめはいやがってい することを決め、は 易くなる中で、避難 鼻血を出したり疲れ Tさんは、 事故直

仲間はずれにされた に引っ越した直後は 子どもたちは大阪

震災の時の仮設では

っていたが、阪神大

口内炎は出なかった

国は情報を隠ぺ

ました。 です。避難して欲し 友だちのことが心配 染地域に住んでいる です」(姉)、「まだ汚 もあったが、今では い」(弟)と綴ってい のはお母さんのお蔭 母さんを恨んだこと 「楽しく生活できる

び る署名への協力を呼 に放射能健診を求め 施策もないとして、 じなのに、首都圏の 甲状腺のリスクは同 希望するすべての人 子どもたちには何の かけられました。 Tさんは最後に、

なり、それは栄養状間、口内炎みたいに ターが振り切れた。 mのガイガーカウンに濡れた。10万cp 並び、降ってきた雨 た際に野外で3時間 ーニング検査を受け 山市へ避難しスクリ さんは、全町避難と なった浪江町から郡 んの手術をされたK が悪いからだと思 仮設住宅にいる つい最近甲状腺が

と思っている。 昨年2月に福島で

がんが見つかり手術あり、そこで甲状腺 健診を受ける機会が を出て関西へ来て、 た。昨年5月に仮説 心配ない」と言われ んな持っているから が、「大人の女性はみ のう胞が見つかった

め続けて下さい、と訴 康被害はいま始まっ を受けた。 えられました。 まる恐ろしさを見つ たばかり。これから始 最後にKさんは、健

0 飛田晋秀さんの 話

た。いろいろ話を聞 手術を2回した娘さ た人が甲状腺がんの 田晋秀さんが講演。 代表に就任された飛 がん家族の会」の副 した「3・11甲状腺 写真家で、 いかと考え始めてい んのお父さんだっ たまたま知り合っ の方と交流できな 最後は、三春町 ほかの患者の家 最近発足

線の影響ではないか やはり放射

だけで悩み、孤立し ことができ、 ていた参加者からは った。それまで家族 士の出会いの場を持 ん患者の家族に会う 紹介で別の甲状腺が た」という感想が聞 「今日は来て良かっ 家族同

で、会の名前に「福 島にとどまらないの に増えた。患者は福ったが、いまは10組 人の患者も結集させ どもだけでなく、大 増えているので、 大人の甲状腺がんも 島」は付けなかった。 会発足の際は5組だ 3月12日の家族の 子

いる。救急搬送されろな病気が蔓延して 害だ」と言っている。 われるが、私は「実 よく「風評だ」と言 る人も増えている。 梗塞をはじめいろい ていきたい。 いま福島では心筋

と述べられました。 ったデータを次の世 と触れ合いながら、撮 は被災者や患者さん カメラを持てるうち 最後に飛田さんは、

3人の共同代表が決定 支援する会第2回総会開く〉

ちと避難生活をまも 開催しました。単独 会場での開催とさせ る第5回京都公聴 影響を考える 低線量被ばくの健 た「原発事故による 都との共催で開催し えないため、うつく かなか参加してもら で総会を開いてもな る会の第2回総会を て頂きました。 ア京都)の前に同じ 会」(会場・ハートピ しま☆ふくしま in 来春にも予定され **4**月 月 い の 康 京

会的に訴えると共に、 ます。「原発事故被害 続し、西日本ネットワ 畿訴訟団交流会を継 ます。具体的には、近 みを強めます。 など法廷外の取り組 要請署名」に取り組む 時機をみて「公正判決 B 訟との連帯を強化し ークづくりをめざし ◇全国の原発賠償 康被害について社 低線量被曝による 波 の予見可能性 訴

的に参加します。 ワーク」の活動に積極 訴訟・支援交流ネット 担います。「京都原発 絡会」(全国連)と連帯 者訴訟原告団全国連 者団体連絡会」(ひだ して全国的な運動を んれん) や「原発被害

とるための方針を採

ても勝利判決をかち る判決に向け、何とし

関係団体と連携して など避難者の切実な 宅の無償提供の延長 ◇低線量被曝による そのために、支援す 康被害や避難用住

を拡大し、年内に40 ◇支援する会の会員

財政支援を継続・

強

きく、次が郵送費とい 通費の補助が最も大

◇原告団の活動への 0名をめざします。

> とになりました。 に就任して頂けるこ 3名の方が共同代表 立てることにし、次の た共同代表を新たに る会の運営体制とし ◆石田紀郎さん(市民 て、これまで空席だっ

部事務局長) 国民救援会京都府本 環境研究所代表理事) ◆橋本宏一さん(日本 会」代表世話人) 被爆2世・3世の 信行さん (京都

募ります。 いるので、 スタッフが不足して や作業を担う事務局 ます。日常的な事務 ットを作成・配布し 会員募集のリーフレ を開設すると共に、 向けてホームページ また、会員拡大に 協力者を

順

W

りません。 多く集めなければな ため、会員拡大によっ より約 10 万円少ない すが、繰越金が前年度 度並みの93万円台で て年会費を約14万円 〈予算は前年度並み〉 支出も原告への交 新年度予算は前年

る傍聴支援を継続し

◇大法廷を満杯にす 約して報告します。 択しました。以下、要

新年度(2016/4/1~2017/3/31)予算

〈支出〉 ※前年度決算 (2015/4/1~2016/3/31)

項目 予算案 前年度決算 20,000 総会費・会場費 0 会報・チラシ作成費 50,000 35,677 郵送費(切手代) 170,000 155,327 原告交通費補助 400,000 354,840 原告交流会費用(弁当代) 25,000 21,500 近畿訴訟団交流会分担金 60,000 60,000 分担金 · 協賛金 20,000 16,385 20,538 傍聴景品購入費 20,000 宣伝•交流費 5,000 3,500 講師招請費 60,000 35,000 家賃分担金 20,000 20,000 備品購入費 0 13,197 帰還原告への贈り物 0 20,000 リクレーション費 0 2,500 予備費 87,564 0 合計 937.564 758.464

ます。 まり、福島をはじめ遠 きました。今秋以降に 円)を一律に支給して 更しようと考えてい が、交通費補助の対象 は原告本人尋問が始 交通費程度 (1000 参加した原告に市内 これまでは、期日に ついては大きく変 は変わりませ

はそのすべてを補助 今の会の財政状況で る原告も出てきます。 負担して京都まで来 ために高い交通費を 方から証言台に立つ

された原告団総会でり、4月10日に開催 した。 など、ご協力をお願 努めて参りますので、 可能です。会員拡大に 給を復活することも 収入があれば、一律支 もその趣旨を伝えま 置きたいと考えてお 告への補助に重点を 声を掛けていただく ても、知り合いの方に 会員の皆様におかれ 交通費負担をする原 支給を廃止し、 ただ、予算を上回る 期日ごとの 、多額のとの一律

/ I/ \\ \ $(2015/4/1 \sim 2016/3/31)$

	J年度决昇(2015/4	1/1~2010/3/31)
項目	予算案	前年度決算
年会費	650,000	509,600
カンパ	100,000	141,500
雑収入	10,000	12,749
前年度繰越金	177,564	272,179
合計	937,564	936,028

支援する会の会員 になってください

◎個人1口:1,000円 団体1口:5,000円 口座番号:00930-0-172794(郵便振替口座) 口座名称:原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望される方は通信 欄にメールアドレスをご記入ください。会費の切り替 えをよろしくお願いします。